

誤徴収した消費税相当額及び誤徴収によって生じた遅延損害金を返金します。

4. 返金方法

原則として、口座振り込みとさせていただきます。

返金対象となる方には、返金額や返金方法等に関する案内を順次送付しますので、同封の書類に必要事項をご記入いただき、返信用封筒でご返送いただきますようお願いいたします。

5. 相談窓口の設置

本件に関する相談窓口を設置しましたので、お心当たりのある方、ご不明な点がある方は、ご連絡をお願いいたします。

なお、病院職員が電話等により、口座の暗証番号をお聞きすることはありません。返金手続きにあたっては、お詫び状に同封した返信用封筒によるご連絡をお願いしております。

くれぐれも、「なりすまし」にご注意いただきますようお願いいたします。

(相談窓口)

独立行政法人国立病院機構千葉医療センター 企画課 財務管理係

TEL : 043-251-5311

受付時間：8時30分～17時15分（土日祝日を除く）

6. 再発防止策

- ① 平成3年の改正によって非課税となった費用だけでなく、改めて当院で徴収している費用等について、課税区分の取り扱いが適正であることを確認します。（令和3年3月実施済み）
- ② 消費税に関する会計事務を通じた研修に参加し、職員における消費税に対する理解を深めます。（令和3年11月参加）
- ③ 消費税改正時や医事会計システムの仕様変更時には、税理士等とも十分に連携し適切に対応します。